

JA福岡市職員による店舗外での 「現金取扱い業務」 廃止のお知らせ

日頃より、当組合をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合にて不祥事件を発生させ、組合員・利用者の皆さまをはじめとする関係各位の方々に多大なるご迷惑とご心配をおかけするとともに、当組合の信頼を損ねることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

今後は、役職員一同深く反省するとともに、不祥事の未然防止・再発防止に取り組み、組合員・利用者の皆さまの信頼回復に努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

今回の不祥事件の発生に伴い、再発防止策として、これまでおこなってきました渉外主任による「現金集金業務」や職員による「現金預かり」「現金による払い戻し」等、下記日程より廃止させていただきます。

これまでご利用いただきました皆さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【廃止される業務】

支店・営業課職員による店舗外での現金取扱い業務

普通貯金・定期貯金・定期積金の預け入れおよび払戻し・解約、共済掛金・納税・購買代金などの入金等、現金が発生する業務

ただし、振替など現金の受け渡しを伴わない預け入れや解約等については、店舗外であっても今後もお取り扱いいたします。なお、伝票等をお預かりする際には、「取引内容の確認依頼（電子サイン）」もしくは「受取書（預り証）の発行」をおこないます。

【業務廃止日】

令和8年1月以降

※業務廃止日以降、店舗外での職員による現金の受け渡しはできませんのでご了承ください。

※定期積金や共済掛金、購買代金等につきましては、口座振替への変更または支店窓口でのご入金をお願いいたします。

口座振替への変更をご希望の際は、担当職員もしくは支店窓口へご相談ください。

渉外活動ならびに訪問日等による訪問活動は、今後も継続いたします。

ご相談等ございましたら、お気軽にお声かけください。

ご不明な点につきましては、各支店窓口または担当職員へお問い合わせください。